

若者向けインターンシップ研修実施業務仕様書

1 目的

若者が大学等を卒業後、早期離職することが社会問題となっており、その要因のひとつとして、就職におけるミスマッチや、若者の職業観や就労意識の希薄化・多様化等が考えられます。

また、県内高校卒業生の約8割が県外へ進学するなど、進学や就職などで若者の県外流出が多くなっているとともに、県内の高等教育機関卒業生においても約5割しか県内へ就職していません。

このことから、本業務では職業観や就労意識を高めるうえで大きな効果があり、就職におけるミスマッチを防ぐ有効な方法として考えられるインターンシップの普及・拡大を図り、県内企業への就職につなげることを目的とします。

2 対象者

県内企業へのインターンシップを希望する大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校に在学する学生（以下、「大学生等」とする。）

3 契約期間

契約の日から平成31年3月22日まで

4 事業内容

本事業は以下の通り実施することとする。なお、本事業は、「おしごと広場みえ」の関連事業であり、受託事業者においては、本事業と「おしごと広場みえ」で実施される事業との間で、「おしごと広場みえ」利用者への本事業の案内や、本事業参加者への「おしごと広場みえ」の活用の呼びかけを行うなど、相乗効果が発揮されるよう実施すること。

(1) インターンシップ事前研修会の開催

参加者に対して、インターンシップを円滑かつ効果的に実施するための事前研修を行うこと。なお、本研修会の対象に受入可能企業を含めることは差し支えない。

- ・実施回数は1回とし、平成30年7月末までに開催すること。
- ・実施場所は出席者にとって利便性の高い三重県内とし、150名程度の大学生等の参加が可能な会場とする。なお、場所の選定については事前に県と協議すること。
- ・実施内容はインターンシップに参加した大学生等の体験談や、基本的なビジネスマナーなど、参加者が企業でのインターンシップに際して有益となるような内容とすること。
- ・大学生等の参加募集については、三重県学生就職連絡協議会（幹事校：皇學館大学）を通じて県内高等教育機関に開催を通知するほか、三重県と「就職支援に関する協定」を締結している大学を中心に県外大学に対して

も周知を行い、積極的な参加を呼びかけること。

- ・大学等への募集案内の際には、別途県が実施する「三重U・Iインターンシップ事業」についても周知を図ること。

- ・同様の事業実施に役立てるため、研修会開催後にアンケートを実施し、集計・分析を行うこと。アンケート項目については、県と協議して決定すること。

(2) インターンシップ受入説明・企業研究会の開催

参加者が実際にインターンシップに対する関心を高め、企業での実施内容等を具体的にイメージできるよう、受入可能企業による参加者に対するプレゼンテーションの場を設ける。

- ・実施回数は1回とし、実施時期及び場所は(1)の事前研修会と同日・同会場とする。ただし、より効果的な時期や場所があれば、県と協議のうえ決定する。

- ・インターンシップ受入可能な県内企業によるプレゼンテーションを実施し、自社の基本的な企業情報や受入体制など、実際にインターンシップを行う詳細な内容について参加者に説明すること。

- ・参加企業は以下の条件をすべて満たすものとする。

- ① 三重県内に本社または事業所を有する企業

- ② 労働基準法、雇用保険法その他関連法令を遵守している企業

- ③ 今後3年間で35歳未満の若者の正社員採用を予定している企業

- ・1社あたりのプレゼンテーションの時間やイベント全体の時間など、参加者・参加企業にとって過不足のない時間を設定すること。

- ・開催後に参加者・企業双方にアンケートを実施し、集計・分析を行うこと。

(3) インターンシップ事後研修会の開催

インターンシップ終了後、自身の振り返りや体験内容を今後の就職活動へどのように活用するかなど、大学生等へのフォローアップとして事後研修会を行うこと。なお、本研修会の対象に受入企業を含めることは差し支えない。

- ・実施回数は1回とし、大学生等の夏季休暇終了後、平成31年2月末までに開催すること。

- ・実施場所は出席者にとって利便性の高い三重県内とし、150名程度の大学生等の参加が可能な会場とする。なお、場所の選定については事前に県と協議すること。

- ・別途県が実施する「三重U・Iインターンシップ事業」の参加者にも、当該事業受託者と連携して参加要請すること。そのほか県内就職につながる県等の取組を周知すること。

- ・実施内容はインターンシップに参加した大学生等の企業での体験の振り返りや、就職活動についての心構え、学生間の意見交換等とともに、「おし

ごと広場みえ」の活用方法など就職に際して有益となるような内容とすること。

- ・大学生等の参加にあたっては、三重県学生就職連絡協議会を通じて県内高等教育機関に開催を通知するほか、三重県と「就職支援に関する協定」を締結している大学を中心に県外大学に対しても周知を行うとともに、インターンシップに参加していない大学生等やこれからインターンシップへの参加を検討する大学生等へも積極的な参加を呼びかけること。
- ・研修会開催後にアンケートを実施し、集計・分析を行うこと。

(4) インターンシップ学生の傷害及び損害賠償保険への加入

受入先企業等での事故等の賠償に対応するため保険に加入すること。なお、大学生等と企業とのマッチングについては大学等のキャリアセンター等が行い、保険加入のために各校から当該保険に加入する大学生等の一覧表を提供してもらうなど、加入者について把握すること。

(参考) 昨年度加入者数：600名程度

(5) インターンシップ参加者及び受入企業の取りまとめ

インターンシップに参加した大学生等や受入企業先について取りまとめること。委託期間中に県から参加者及び受入企業についての報告依頼があった場合には、速やかに情報提供すること。

5 事業実績報告書の作成

事業報告書を正・副1部作成し、データファイルと併せて提出すること。

6 委託費の返還

委託先機関が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくは、既に支払った委託費の額の一部又は全部を返還する。

また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

7 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとする。

8 その他

- (1) 受託者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守り、必要な措置を講じなければならない。また、委託を受けた事務に従事して

いる者又は従事していた者は、その事務に関して知ることができた個人情報のみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはならない（なお、三重県個人情報保護条例により、委託を受けた事務に従事している者等に対する罰則規定有り）。

- (2) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (3) 受託者が（2）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (4) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と受託者が協議を重ねながら実施するものとする。